

○北杜市まなびの杜タレントバンク設置運営要綱

令和元年7月10日

教育委員会告示第3号

改正 令和4年2月14日教委告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、生涯学習活動に関する必要な資格や豊富な経験を有している個人及び団体の人材情報を提供することにより、市民の生涯学習の促進を図るため、北杜市まなびの杜タレントバンク（以下「タレントバンク」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 タレントバンクは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 人材の登録、更新及び取消しに関すること。
- (2) タレントバンクに登録された者（以下「登録者」という。）の情報の管理及び提供に関すること。
- (3) 登録者の活用促進に関すること。
- (4) その他タレントバンクに関し必要な事項

(登録資格)

第3条 タレントバンクに登録できる者は、次の各号のいずれにも該当する個人又は団体とする。

- (1) 生涯学習活動の各分野において理解と熱意があり、豊富な専門知識又は技能等を有する個人又は団体
- (2) 政治、宗教又は営利を目的として活動しない個人又は団体

(登録等)

第4条 タレントバンクに登録しようとする個人又は団体は、北杜市まなびの杜タレントバンク登録申請書（様式第1号）及び北杜市まなびの杜タレントバンク登録者情報（様式第2号）を北杜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の申請を受理したときは、前条に規定する登録資格を審査した上で、登録の可否を決定し、北杜市まなびの杜タレントバンク結果通知書（様式第3号）により申請者へ通知するとともに、登録を決定した場合は、タレントバンクへ登録するものとする。

3 登録の有効期限（以下「登録期間」という。）は、登録した日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

（登録の更新）

第5条 登録者が、登録期間終了後も引き続き登録を受けようとする場合は、登録期間満了の30日前までに、北杜市まなびの杜タレントバンク登録更新申請書（様式第4号）を、教育委員会に提出しなければならない。

（登録の変更）

第6条 登録者は、登録事項に変更があるときは、速やかに北杜市まなびの杜タレントバンク変更届（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 登録者は、登録期間内に登録を取り消そうとするときは、北杜市まなびの杜タレントバンク取消届（様式第6号）を教育委員会に提出するものとする。

（登録の取消し）

第7条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、タレントバンクの登録を取り消すことができるものとする。

（1）登録者から登録の取消しの申出があったとき。

（2）虚偽の申請又は届出があったとき。

（3）登録者の地位を利用し、政治、宗教又は営利を目的として活動したとき。

（4）社会的信用の失墜又は公序良俗に反する等、登録者としてふさわしくない行為があったとき。

（5）登録者が死亡したとき。

(6) その他登録者として不適格と教育委員会が認めたとき。

2 教育委員会は、登録を取り消した場合（前項第5号を除く。）は、北杜市まなびの杜タレントバンク取消通知書（様式第7号）により登録者に通知するものとする。

（利用者の範囲）

第8条 タレントバンクを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

(1) 市内に居住、勤務又は在学する個人

(2) 市内に活動拠点を有する団体

（登録者の紹介及び活動）

第9条 教育委員会は、利用者からタレントバンクの利用依頼があった場合は、登録者を利用者に紹介するものとする。

2 登録者の指導内容、謝金、利用経費その他の必要な事項については、登録者と利用者が直接協議し決定するものとする。

3 登録者は、活動終了後、速やかに北杜市まなびの杜タレントバンク活動報告書（様式第8号）を教育委員会に提出するものとする。

（個人情報の取扱い）

第10条 登録者の氏名及び活動分野、掲載したい情報については、登録者名簿及びホームページ等で公開する。ただし、登録者の申出があった場合は、この限りでない。

（周知）

第11条 教育委員会は、タレントバンクの周知を図るとともに、登録者情報の更新に努めなければならない。

（研修）

第12条 教育委員会は、タレントバンクの円滑な運営のため登録者に対し、必要に応じて研修会等の機会を設けることができる。

（事故及び損害）

第13条 タレントバンクの利用に伴い発生した事故及び損害については、教育委員会は責任を負わないものとする。

(庶務)

第14条 タレントバンクに関する庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年2月14日教委告示第4号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの告示の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの告示の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。